

# 入札説明書

[name\_bu]

東北地方整備局酒田河川国道事務所の赤川三川地区河道掘削外工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日）を除く、午前 9 時から午後 6 時（電子入札の場合）。又は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（紙入札の場合（下記 6. の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後 2 時までとする。

## 1. 公告日

令和 7 年 1 月 28 日

## 2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局

[name\_of] 酒田河川国道事務所長 鈴木 之  
山形県酒田市上安町 1-2-1

## 3. 工事概要

(1) 工事名 「工事名」

赤川三川地区河道掘削外工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

(2) 工事場所

山形県東田川郡三川町猪子 地内～山形県鶴岡市三千刈 地内

(3) 工事内容

別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期

全体工期：契約締結日の翌日から令和 7 年 1 月 25 日（工事完成期限）まで

(5) 工事実施形態

① 総価契約単価合意方式の適用

(ア) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

(イ) 本方式の実施方式としては、

1) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。2）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式

2) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、(ア)の協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

(ウ) 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後 14 日以内に、契約担

当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

- (ⅰ) その他本方式の実施手続きは、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- ② 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- ③ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ⑤ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るために、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置する場合に、主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価する試行工事である。  
専任補助者は、下記4.(5)①から⑤に示す主任技術者又は監理技術者と同等な資格及び施工経験等を有する者であることとし、有しない場合は専任補助者の配置を認めない。  
専任補助者は、本工事の他の役職（現場代理人、担当技術者）を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。
- ⑥ 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『地区』（施工箇所）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。なお、地区及び施工箇所は、下記のとおりとする。
- ・『横山地区』：山形県東田川郡三川町横山 地内
  - ・『助川地区』：山形県東田川郡三川町助川 地内
  - ・『猪子地区』：山形県東田川郡三川町猪子 地内
  - ・『馬渡地区』：山形県鶴岡市三千刈 地内
  - ・『大宝寺地区』：山形県鶴岡市大宝寺 地内
- ⑦ 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。ただし、登録基幹技能者については適用対象外とする。

　　営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

　　労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- ⑧ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
- ⑨ 本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。また、終期についても全体工期内で設定することができる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式（工期通知書）により、工事の始期及び終期を通知すること。

　　全体工期：契約締結日の翌日から令和7年12月25日（工事完成期限）まで

詳細は特記仕様書によるものとする。

- ⑩ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

なお、主任技術者を兼務する場合は、別記様式3に現在従事中の工事及び本工事と重複する場合の対応措置等について記入すること。

- ⑪ 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（土工）の対象工事である。

本工事におけるICT活用施工は、河川土工においてICT建設機械を用いた施工を行い、ICTを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品するものとする。

- ⑫ 本工事は、入札書と競争参加資格確認資料の提出を同時に行う工事である。

- ⑬ 本工事は、受注者の意思で月単位の週休2日を実施できる週休2日を推進する試行工事である。

また、当初予定価格から月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じる対象工事である。

なお、補正係数については現場説明事項書によるものとする。

- ⑭ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

なお、補正方法については現場説明事項書によるものとする。

- ⑮ 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける専任特例2号（以下、「特例監理技術者」という。）及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置を行う場合は4.(5)(8)及び7.(3)(5)による。

同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と特例監理技術者を活用した工事現場を兼務することはできない。

なお、専任や兼務の考え方については、監理技術者制度運用マニュアルによるものとする。

- ⑯ 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができ、取組の履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。

本取組を実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

- ⑰ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

- (6) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 当初より、電子入札システムによりがたい者は、上記2. 分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
- ② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当官等が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。なお、やむを得ない事情が生じた場合には、下記6.の担当部局へ早急に連絡を行うこと。ただし、紙入札方式による申請・応札等は、紙入札方式参加承諾願（別記様式）を提出し、契約担当官等の承諾を得た後でなければ行うことはできない。
- ③ 以下、本入札説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の契約担当官等の

承諾を前提として行われるものである。

- (7) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。
- ① 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式に代えることができるものとする。
  - ② 紙契約方式を希望する場合は、落札決定後速やかに、契約担当官等あてに紙契約方式承諾願（別記様式（紙契約方式承諾願））を提出し、契約担当官等の承諾を得なければならない。

#### 4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局における一般土木工事に係る C 等級の令和 5・6 年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
  - ① 河川の同一工事内で、下記の施工実績を有すること
    - (i) 掘削工
    - (ii) 盛土工
  - ② 当該施工実績が適切なものであること。  
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。  
また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものではないこと。  
ただし、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。
  - ③ 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうちいずれか 1 社が、上記①から②までの要件を満たしていること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。  
ただし、本工事で専任が必要な場合においても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任は要しない。

- ① 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。1級、2級等の区分がある資格については、関係法令及び共通特記仕様書等による。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- (ア) 建設機械施工技士の資格を有する者
- (イ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- (ウ) これらと同等以上の資格を有する者と建設大臣又は国土交通大臣が認定した者
- ② 平成21年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ア)及び(イ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

- ・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20%以上であること。
- ・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ア)の施工経験は、(ウ)に掲げる施工経験（以下、代要件という。）に代えることができる。

- (ア) 河川の同一工事内で、下記の施工経験を有すること

- (i) 堀削工  
(ii) 盛土工

- (イ) 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(イ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

- (ウ) 専任補助者を配置する場合の(ア)に代わる施工経験（代要件）

専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ア)に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記4.(2)に示す「一般土木工事」とする。

- (エ) 対象期間の緩和

施工経験の対象期間に、出産・育児で休業（以下、「産休育休」という。）をしていた場合、国等発注による事業促進PPPまたはCM（施工段階を含むこと）に配置予定技術者が従事していた場合は、該当期間を除いて評価対象年度を遡ることができる。遡りは、全該当期間の1年未満を切り捨てた期間とする（以下、「対象期間の緩和」という。）。

注1 「事業促進PPP」とは、調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

注2 「CM」とは、対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

注3. 「国等」とは、国及び首都高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、独立行政法人都市再生機構とする。

- (③) 監理技術者又は特例監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
- (④) 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。なお、上記4.(2)に示す工事種別に対応する登録基幹技能者講習の種類については、別添の「登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について」による。
- (⑤) 配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- なお「恒常的な雇用関係」とは下記11.に示す入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- (⑥) 経営建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を本工事に配置できることとし、うち1人が上記①及び②の要件を満たしていること。
- また、監理技術者又は特例監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。
- (⑦) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置していることが確認された場合は契約を解除する。
- (⑧) 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(ア)～(コ)の要件を全て満たさなければならない。
- (ア) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (エ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これらの複数の工事を一つの工事とみなす）。
- (オ) 特例監理技術者が兼務できる範囲は鶴岡二次生活圏内（鶴岡市、三川町）でなければならぬ。
- (カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (ケ) 専任補助者を配置しない工事であること。
- (コ) 兼務する工事において、特例監理技術者の配置を認められていること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年建設省厚第91号）に基づく指名停止を

受けていること。

- (7) 上記3. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

「上記3. に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・該当無し

「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役  
b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役  
c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役  
d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- 4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 山形県内に本社（本店）があり、かつ、庄内地方生活圏（本生活圏に含まれる市町村名は下記※を参照）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく、本社（本店）、支社（支店）又は営業所のいずれかが所在すること。

※庄内地方生活圏：鶴岡市、三川町、酒田市、庄内町、遊佐町

(10) 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、(1)、(6)及び(9)の要件を満たしていること。

(11) 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 2 年度から令和 5 年度までに完成・引渡しが完了した一般土木工事について、次の要件を満たしていること。

① 当該工事種別の工事における工事成績評定点の平均点が 65 点未満でないこと。

なお、実績がない場合については、工事成績評定点を要件としない。

② 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、当該工事種別の工事における当該経常建設共同企業体（甲型）の工事成績評定点の平均点が 65 点未満でないこと。当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、当該工事種別の工事における実績がある全ての構成員について工事成績評定点の平均点が 65 点未満でないこと。

なお、当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。

③ 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における当該工事種別の工事で、調査基準価格を下回る価格をもって契約している場合（完成・引渡しが完了した工事を除く。）、上記①及び②によらず、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たしていること。

(ア) 令和 2 年度から令和 5 年度までに完成・引渡しが完了した、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における当該工事種別の工事の施工実績があること。

(イ) (ア)の工事成績評定点の平均点が 74 点未満（ただし、調査基準価格を下回った価格をもって契約している工事が複数ある場合は、1 件増すごとに 2 点加えた点数とする。）でないこと。

(ウ) (ア)に工事成績評定点が 65 点未満の工事がないこと。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 総合評価に関する事項 has\_eval\_phrase

### (1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の①、②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 施工能力等（企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価）

### (2) 総合評価の方法

#### (1) 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点 100 点を与える。

#### (2) 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記(1)②。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は 30 点、加算点の最高点数は 43 点（企業の能力等 20 点、技術者の能力等 20 点、賃上げの実施に関する評価 3 点）とする。

企業の能力等の加算点の算出方法は、企業の施工能力のア)からケ)までの評価項目の満点（合計点数）を加算点最高点数 20 点に相当するものとし、各入札参加者の獲得点数により加算点（小数第 2 位切り捨て）を算出する。

企業の能力等の加算点＝加算点最高点数（20 点）／ア)からケ)の評価項目の満点 × 各入札参加者の評価項目の獲得点数

（仮に、ア)からケ)の評価項目の満点が 27 点の場合で、獲得点数が 27 点の場合は加算点 20 点。獲得点数が 19 点の場合は  $20/27 \times 19$  点 = 14.0 点。）

技術者の能力等の加算点の算出方法は、配置予定技術者の能力のア)からキ)までの評価項目の満点（合計点数）を加算点最高点数 20 点に相当するものとし、各入札参加者の獲得点数により加算点（小数第 2 位切り捨て）を算出する。

技術者の能力等の加算点＝加算点最高点数（20 点）／ア)からキ)の評価項目の満点 × 各入札参加者の評価項目の獲得点数

（仮に、ア)からキ)の評価項目の満点が 26 点の場合で、獲得点数が 26 点の場合は加算点 20 点。獲得点数が 19 点の場合は  $20/26 \times 19$  点 = 14.6 点。）

### (3) 入札価格及び技術資料に係る総合評価

価格及び下記(4)の表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

### (3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

（ア）入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。  
なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{ 点} / \text{予定価格}$$

(②) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを行い、落札者を決める。くじの実施については、契約担当官等から別途連絡する。なお、くじの取扱いについては、国土交通省電子入札システムホームページ掲載の「東北地方整備局(港湾空港関係を除く)電子入札運用基準」によること。

#### (4) 評価に関する基準

##### ① 施工体制評価点

###### (ア) 施工体制

| 評価項目       | 評価基準   | 配点   | 得点    |
|------------|--|------|-------|
| 品質確保の実効性   | 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合                                  | 15.0 | /15.0 |
|            | 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合                                    | 5.0  |       |
|            | その他  | 0.0  |       |
| 施工体制確保の確実性 | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 | 15.0 | /15.0 |
|            | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合   | 5.0  |       |
|            | その他  | 0.0  |       |

##### (②) 加算点

下記(ア)1)及び(イ)1)の「より同種性が高い工事」及び「同種性が認められる工事」については、次表のとおりとする。 「より同種性の高い(企業)・(技術者)」

|       |            | より同種性が高い工事  | 同種性が認められる工事                                  |
|-------|------------|---|--|
| (企業)  | 企業の施工能力    | 河川の同一工事内で、下記の施工実績を有すること<br>(i)掘削工の掘削土量が3,000m <sup>3</sup> 以上の工事<br>(ii)盛土工 | 河川の同一工事内で、下記の施工実績を有すること<br>(i)掘削工<br>(ii)盛土工 |
| (技術者) | 配置予定技術者の能力 |   | 「同種性が認められる(技術者)・(企業)」                        |

###### (ア) 企業の能力等

###### 1) 企業の施工能力について

| 評価項目・評価基準 | 配点 | 得点 |
|-----------|----|----|
|           |    |    |

|  |     |      |
|--|-----|------|
| ア) 平成 21 年度以降の施工実績（海外認定・表彰制度による海外実績含む）   |     |      |
| より同種性が高い工事の施工実績  | 5.0 | /5.0 |
| 同種性が認められる工事の施工実績   | 0.0 |      |
| イ) 東北地方整備局発注工事の過去 4 年間（令和 2 年度から令和 5 年度）の当該工事種別（一般土木工事）の 4 ヶ年の平均工事成績評定点  |     |      |
| 80 点以上   | 5.0 | /5.0 |
| 79 点以上 80 点未満  | 4.0 |      |
| 78 点以上 79 点未満  | 3.0 |      |
| 77 点以上 78 点未満  | 2.0 |      |
| 76 点以上 77 点未満  | 1.0 |      |
| 75 点以上 76 点未満  | 0.5 |      |
| 75 点未満   | 0.0 |      |
| ウ) 東北地方整備局発注工事の過去 2 年間（令和 5 年度から令和 6 年度）の優良工事施工者表彰、工事成績優秀企業認定又は工事成績優秀地域企業表彰の有無または令和 4 年度から令和 5 年度のインフラ DX 大賞、インフラメンテナンス大賞、みちのくインフラ DX 奨励賞の有無 |     |      |
| 工事成績優秀地域企業表彰の実績有り  | 2.0 | /2.0 |
| 優良工事施工者表彰（局長表彰）又は工事成績優秀企業認定または、インフラ DX 大賞（国土交通大臣賞・優秀賞・スタートアップ奨励賞）、インフラメンテナンス大賞（内閣総理大臣賞、国土交通大臣賞、特別賞、優秀賞）の実績有り                                 | 2.0 |      |
| 優良工事施工者表彰（部長表彰又は事務所長表彰）または、みちのくインフラ DX 奨励賞の実績有り  | 1.0 |      |
| 表彰、認定の実績無し   | 0.0 |      |
| エ) 東北地方整備局発注工事の過去 2 年間（令和 5 年度から令和 6 年度）の SAFETY ・ 安全表彰又は当事務所の工事技術検討会の表彰の有無  |     |      |
| 表彰の実績有り  | 1.0 | /1.0 |
| 表彰の実績無し  | 0.0 |      |
| オ) 登録基幹技能者等の配置の有無  |     |      |
| 登録基幹技能者等の配置有り  | 1.0 | /1.0 |
| 登録基幹技能者等の配置無し  | 0.0 |      |
| 地理的条件及び地域精通度・貢献度等  |     |      |
| カ) 地域内における 本支店、営業所の所在地の有無  |     |      |
| 地域内に本店有り   | 3.0 | /3.0 |
| 地域内に支店又は営業所有り  | 1.5 |      |
| 地域内に拠点無し   | 0.0 |      |
| キ) 災害等協定に基づく活動実績等の有無（発注者の要請による活動実績を含む）   |     |      |
| 災害等協定に基づく活動実績等有り（発注者の要請による活動実績を含む）   | 3.0 | /3.0 |
| 災害等協定の締結有り   | 1.5 |      |
| 上記以外   | 0.0 |      |
| ケ) 地域防災への協力体制の有無   |     |      |
| 有り   | 1.0 | /1.0 |

|                             |     |       |
|-----------------------------|-----|-------|
| 無し                          | 0.0 |       |
| ケ) 河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績の有無 |     |       |
| 有り                          | 1.0 | /1.0  |
| 無し                          | 0.0 |       |
| 上記ア)～ケ)の合計                  |     | /22.0 |

- a) 上表ア)において、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」(以下、「海外認定・表彰制度」という。)により認定された海外実績を、国内の工事の実績と同様に評価する。
- b) 上表イ)、ウ)、エ)における「東北地方整備局発注工事」とは、東北地方整備局の事務所・管理所発注工事（港湾空港関係を除く。）を含む。
- c) 上表ウ)における優良工事施工者表彰（下請企業表彰は含まない。）、工事成績優秀企業認定、工事成績優秀地域企業表彰、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞、みちのくインフラDX奨励賞、上表エ)におけるSAFETY、安全表彰及び当事務所の工事技術検討会の表彰については、工事種別の区分に関係なく全工事種別を対象とする。また、評価対象の年度は、表彰及び認定を受けた年度とする（技術者評価も同様）。ただし、インフラメンテナンス大賞は国土交通省所管の分野に限る。
- なお、工事成績優秀企業認定日、工事成績優秀地域企業表彰日以降、開札日の前日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）の間で65点未満の工事成績の実績がある場合は、評価の対象とはしないので、認定・受賞後に工事成績評定点が65点未満の通知を受けた入札参加希望者は下記のとおり届け出るものとする。
- ①提出締切：開札日の前日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）の午後2時まで
  - ②提出先：下記6. に同じ
  - ③提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）。
  - ④様式：別添2による
- d) 上表ウ)における優良工事施工者表彰、工事成績優秀企業認定、工事成績優秀地域企業表彰、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞、みちのくインフラDX奨励賞について、複数の表彰、認定の実績を申請しても累積評価はしない。なお、最も配点の高い表彰を評価する。
- e) 上表エ)のSAFETY・安全表彰及び当事務所の工事技術検討会の表彰について、複数の実績を申請しても累積評価はしない。
- f) 上表エ)のSAFETYにおける「安全に関する体験・提案文」の表彰については、評価しない。
- g) 上表ウ)においては、本工事の施工に係る元請けまたは一次下請け企業が配置する現場従事技能者（元請けの主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐を除く。）として、登録基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）及び卓越した技能者（現代の名工）（以下、「登録基幹技能者等」という。）を配置する場合に評価する。ただし、登録基幹技能者等を複数人配置しても累積評価はしない。また、当該工事の工事内容に關係しない登録基幹技能者の職種等で配置する場合は評価しな

い。

登録基幹技能者等として評価の対象となる者は、雇用されている企業（下請企業を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者であり、事業主（いわゆる「一人親方」等を含む）又は事業の経営者は含まない。

本工事において登録基幹技能者等の配置を申請した申請者が落札者となった場合は、契約締結後、東北地方整備局制定共通仕様書 1-1-1-5 「施工計画書」に申請した種類の登録基幹技能者を記載すること。また、「施工計画書」提出時に、確認できる資料（表彰状・講習修了証の写し並びに恒常的な雇用関係を証明する資料等）を提出すること。

なお、「恒常的な雇用関係」の確認は、健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写しにより行う。

対象工種の作業の大半に従事しない場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。

- h) 上表か)における地域内とは、庄内地方生活圏とする。なお、建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）を有する本社（本店）、支社（支店）、営業所を評価する。

※庄内地方生活圏：鶴岡市、三川町、酒田市、庄内町、遊佐町

- i) 上表k)については、山形県内における活動実績とする。評価対象は下記のとおりとし、累積評価はせず、元請けとして活動した実績のみを対象とする。

令和 3 年度以降の山形県内における活動実績

- ・災害協定に基づく活動実績（ただし、訓練は含まない）
- ・家畜伝染病（鳥インフルや豚熱など）等による防疫に関する協定に基づく活動実績（ただし、訓練は含まない）
- ・大規模災害発生時の応急対策の活動実績
- ・維持工事などで実施した小規模災害を含む災害時の緊急的な活動実績(発注者側の要請を受けた災害応急復旧等の緊急作業（待機を含む）)

なお、苦情やパトロール等で発見され、維持工事で緊急に行ったパッチング等の作業、除雪作業における待機は評価しない。

- ・災害対策功労者表彰による活動実績

活動地域又は出動要請した事務所が所在する県に該当する場合は評価する。ただし、単体企業として表彰されている場合のみ評価する。

- ・過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）に東北地方整備局長より災害対策功労者として表彰された活動実績

- j) 上表k)については、上記 h).庄内地方生活圏における協力体制の有無とする。

なお、評価対象の例は下記のとおりとするが、個人に対する表彰等は評価の対象としない。

- ・消防団協力事業所に認定されている場合
- ・過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）に、消防団に協力することにより表彰等を受けている場合

- k) 上表k)については、令和 4 年度～令和 5 年度に、東北地方整備局管内又は北陸地方整備局の事務所（管理所）発注工事において元請けとして完成・引渡しが完了した河川、ダム又は道路の経常維持工事の実績がある場合に評価する。

なお、経常維持とは一定期間、日常的に河川、ダム又は道路の施設維持を行うものとする。

2) 共同企業体における評価について

単体企業にあっては、申請書を提出した業者が受注した実績に加え、申請書を提出した業者が構成員として参加した共同企業体の実績等も認める。

また、共同企業体にあっては、申請書を提出した共同企業体が受注した実績に加え、申請書を提出した構成員が単体企業として受注した実績等も認める。

共同企業体における各評価項目の評価方法は次表のとおりとする。

| 評価項目                          | 評価方法   |
|-------------------------------|--|
| 企業の施工実績                       | 申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員（過去に異なる共同企業体の構成員として受注した実績は含む。）の中で最も高い評価となるいざれか 1 社の提出された実績で評価する。   |
| 工事成績評定点                       | 構成員全体の工事成績評定点の平均値。平均値の算出対象は、申請書を提出した共同企業体が受注した実績に加え、申請書を提出した共同企業体の構成員（過去に異なる共同企業体の構成員として受注した実績は含まない。）が単体業者として受注した実績も対象とする。   |
| 表彰（優良工事施工者表彰等）                | 申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員（過去に異なる共同企業体の構成員として受注した実績は含む。）の中で最も高い評価となるいざれか 1 社の提出された実績で評価する。   |
| 表彰（SAFETY・安全表彰又は当事務所の工事技術検討会） | 申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員（過去に異なる共同企業体の構成員として受注した実績は含む。）の中で最も高い評価となるいざれか 1 社の提出された実績で評価する。   |
| 地理的条件                         | 本支店、営業所の所在地<br>申請書を提出した共同企業体の構成員の中で最も高い評価となるいざれか 1 社の所在地で評価する。   |
| 地域精通度・貢献度                     | 災害協定に基づく活動実績等の有無（発注者の要請による活動実績を含む）<br>申請書を提出した共同企業体の構成員（過去に異なる共同企業体の構成員として受注した実績は含む。）の中で最も高い評価となるいざれか 1 社の提出された実績で評価する。<br>地域防災への協力体制<br>申請書を提出した共同企業体の構成員（過去に異なる共同企業体の構成員として受注した実績は含む。）の中で最も高い評価となるいざれか 1 社の提出された協力体制の有 |

|  |                       |   |
|--|-----------------------|---|
|  |                       | 無で評価する。   |
|  | 河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績 | 申請書を提出した共同企業体の構成員（過去に異なる共同企業体の構成員として受注した実績は含む。）の中で最も高い評価となるいずれか 1 社の提出された実績で評価する。 |

3) 不安全行為等

東北地方整備局発注工事等において、以下の a)～c)のいずれかに該当する場合は、指名停止等の行政措置開始前日まで総合評価における上記 1)か)～け)「地理的条件及び地域精通度・貢献度等」の全項目を評価しない。

- a) 工事事故により公衆や工事関係者に死亡者若しくは極めて重大な被災が発生した場合、又は社会的に重大で大規模な損害を与えた場合
- b) 重大な過失による粗雑工事が判明した場合
- c) 建設業法違反又は不正若しくは不誠実な行為が判明した場合

(イ) 技術者の能力等

1) 配置予定技術者の能力について

| 評価項目・評価基準   | 配点  | 得点   |
|---|-----|------|
| ア) 平成 21 年度以降の同種工事の施工経験と立場（海外認定・表彰制度による海外実績含む）（※別記様式 3 で評価）   |     |      |
| より同種性が高い工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事  | 5.0 | /5.0 |
| より同種性の高い工事において、監理技術者補佐または担当技術者として従事、又は、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事  | 2.5 |      |
| 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐または担当技術者として従事  | 0.0 |      |
| イ) 大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く）発注工事で、令和 2 年度以降完成した当該工事種別工事（一般土木工事）の施工経験における工事成績評定点（※別記様式 3 又は 4 で評価） |     |      |
| 80 点以上  | 5.0 | /5.0 |
| 79 点  | 4.0 |      |
| 78 点  | 3.0 |      |
| 77 点  | 2.0 |      |
| 76 点  | 1.0 |      |
| 75 点  | 0.5 |      |
| 75 点未満  | 0.0 |      |
| ウ) 東北地方整備局発注工事の令和 3 年度から令和 4 年度の優良工事表彰、令和 5 年度から令和 6 年度の優良工事技術者表彰及び令和 3 年度から令和 6 年度の海外認定・表彰制度の表彰の有無                                     |     |      |
| 局長表彰又は海外インフラプロジェクト技術者表彰（国土交通大臣賞）の実績有り   | 4.0 | /4.0 |
| 部長表彰、事務所長表彰又は海外インフラプロジェクト技術者表彰（国土交通大臣奨励賞）の実績有り  | 2.0 |      |

|  |     |       |
|--|-----|-------|
| 表彰の実績無し                                  | 0.0 |       |
| Ⅰ) 難工事指定工事の施工経験                          |     |       |
| 実施証明書有り                                  | 1.0 | /1.0  |
| 実施証明書無し                                  | 0.0 |       |
| Ⅱ) 継続教育 (CPD) の取り組み状況                    |     |       |
| 継続教育 (当該団体推奨単位以上取得) の証明有り                | 2.0 | /2.0  |
| 継続教育 (当該団体推奨単位の 3 分の 2 以上推奨単位未満取得) の証明有り | 1.0 |       |
| 継続教育の証明無し                                | 0.0 |       |
| Ⅲ) ICT 活用証明書又は週休 2 日実施証明書の有無             |     |       |
| 有り                                       | 2.0 | /2.0  |
| 無し                                       | 0.0 |       |
| Ⅳ) 地域精通度 配置予定技術者の居住地                     |     |       |
| 山形県内に居住地有り                               | 3.0 | /3.0  |
| 山形県内に居住地無し                               | 0.0 |       |
| 上記Ⅰ)～Ⅳ)の合計                               |     | /22.0 |

- a) 上表ア)において、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」(以下、「海外認定・表彰制度」という。)により認定された海外実績を、国内の工事の実績と同様に評価する。
- b) 配置予定技術者が複数となる場合は合計得点の低い者を採用し評価する。また、専任補助者の予定技術者が複数となる場合は、専任補助者の予定技術者のうち合計得点の低い者を採用し評価する。
- c) 上表ア)及びイ)は、同一工事の経験でなくても良い。申請された各々の工事の経験で評価する。なお、別記様式 4 を申請された場合、イ)の評価は別記様式 4 の申請内容により評価するので注意すること。
- d) 上表ア)、イ)、ウ)における施工経験の対象期間については、上記 4. (5)(2)(イ)の対象期間の緩和により評価することができる。
- e) 上表ア)～キ)において、専任補助者を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。なお、別記様式 3'を添付しない場合、様式を添付しても内容記載がない場合等は、専任補助者の配置予定がないものと評価する。
- f) 上表イ)の評価は、「確認資料に記載した配置予定技術者の施工経験が、大臣官房官庁 営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも 港湾空港関係及び農林水産関係を除く）で発注した工事で上表記載の年度以降に完成したものであればその成績評定点」で評価する。なお、確認資料提出締切の日において、工事成績評定点が通知されていない工事の施工経験については、評価しない。
- g) 上表ウ)における「東北地方整備局発注工事」とは、東北地方整備局の事務所・管理所 発注工事（港湾空港関係を除く。）を含む。
- h) 上表ウ)の優良工事表彰（下請企業表彰は含まない。）または優良工事技術者表彰は工事種別の区分に関係なく全工事種別を対象とする。また、評価対象の年度は、表彰及び認定を受けた年度とする。

海外認定・表彰制度により表彰された海外実績については、工事種別の区分に関係な

く全工事種別を対象とし、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰又は事務所長表彰相当として評価する。また、評価対象の年度は、表彰及び認定を受けた年度とする。

- i) 上表④、⑥の評価の対象は、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した施工経験であり、監理技術者補佐又は担当技術者の立場で従事した施工経験は評価しない。
- j) 上表⑤において、評価する難工事は、当該工事種別（一般土木工事・河川）における「難工事実施証明書」が発行された工事の監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した施工経験とする。

また、競争参加資格確認資料の提出の日から過去2年以内に、東北地方整備局（港湾空港関係除く）の発注工事で、完成・引渡しが完了した工事とする。

現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者の立場で従事した施工経験は評価しない。

なお、複数の証明書を提出した場合でも累積評価はしない。

- k) 上表⑦のCPD単位取得の「証明書」は、確認資料提出期限から過去1年以内の間にまでに単位取得が含まれた「証明書」を有効とし、年間又は数年間の推奨単位を記載している場合はそのいずれかが満足していれば評価するものとする。

主なCPD証明学協会等の推奨（望ましい）単位に対する評価基準は「東北地方整備局 工事の総合評価落札方式運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のとおりとし、ガイドライン以外のCPD証明学協会等が証明するCPD学習履歴の評価は、証明する学協会等の推奨時間に基づき評価するものとする。

- l) 上表⑧の評価は、配置予定技術者に発行された「ICT活用証明書」又は「週休2日実施証明書」のうち、下記の要件を満たし、証明書の有効期間内に申請書提出期限日が含まれている場合に評価するものとする。ただし、証明書有効期間が記載されていない場合は申請書提出期限日より過去1年以内（1年前の同日以降）に発行された証明書を評価するものとする。なお、複数の証明書を提出した場合でも累積評価はしない。

ICT活用証明書における総合評価加点評価の対象については、ICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫工、ICT地盤改良工、ICT舗装修繕工の5工種とする。

総合評価の加点対象については、ICT活用工事を発注する場合において、証明書発行対象工種の種類に関わらず付与するものである。

#### （ICT活用証明書）

・建設生産プロセスの各段階（下記①から⑤）までの全て）において活用した工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

#### （週休2日実施証明書）

・4週8休以上の現場閉所を達成した工事

なお、週休2日交代制モデル工事の場合は4週8休以上の休日率を達成した工事

- m) 上表⑨は、配置予定技術者の居住地が施工県内である場合は評価するものとする。

評価の対象は、施工県内に入札締切日以前の3ヶ月以上居住していること。

なお、競争参加者（建設会社等）と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年未満であつ

ても評価するものとする。

また、配置予定技術者の居住地が施工県の隣県である場合であっても、競争参加者（建設会社等）と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年以上ある場合は評価するものとする。

(ウ) 賃上げの実施に関する評価

| 評価項目           | 評価基準  | 配点  | 得点   |
|----------------|---|-----|------|
| 賃上げの実施を表明した企業等 | 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 | 3.0 | /3.0 |
|                | 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】          |     |      |

「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

(5) 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後、必要に応じ追加資料の提出を求めるものとする。また、調査基準価格を下回った価格をもって入札した者又は施工体制に不安があり契約の内容に適合した履行がされないおそれのある者についてはヒアリングを実施する。なお、必要に応じ提出を求めることがなる追加資料は、別紙の「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」のとおりとする。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記11.(4)の開札の後、別表1.⑨に示す期日までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は、別表1.⑩に示す期日までに行うものとする。

入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者）を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせて、最大で3名以内とする。複数の配置予定技術者を申請した場合には、当該工事に確実に配置できると企業が申し出た配置予定技術者1名を含めるものとする。追加資料の提出がない場合（求めている様式の一部を提出しない場合及び提出された様式の記載が明らかに不備な場合を含む。）又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札とし、原則として当該企業の入札を無効（無効以外の不利益措置を講じない。）とする。また、追加資料を提出しない旨の申し出が書面（別添1）によりあった場合は、当該企業の入札を無効とする。

## 6. 担当部局

〒998-0011 山形県酒田市上安町1-2-1

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 経理課

電話 0234-27-3425 内線（224）

## 7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の入札参加希望者は、上記4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従

い、申請書及び確認資料を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、会社分割により、吸収分割会社又は吸収分割継承会社となった申請者が、それら会社分割に関わる実績で競争参加資格や評価を得ようとする場合は、吸収分割又は吸収分割継承したことがわかる資料（吸収分割契約書等の写し）を提出すること。

上記4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、上記4. (1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において上記4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに本入札説明書に定める申請書及び確認資料を提出しない者（必要書類の提出不足を含む。）並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。また、申請書及び確認資料において、入札説明書に定める条件（様式に記載されている注意事項も含む。）を満足しない場合は、評価しないことがある。

入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした又は契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けた本工事の入札説明書及び全ての配布資料に基づき申請書及び確認資料を作成すること。また、下記10. の質問及び回答も必ず確認のうえ競争参加資格申請をすること。

- (1) 提出期限： (申請書) 別表1. ①に示す期日。  
(確認資料) 別表1. ⑦に示す期日。

ただし、7. (3)⑤にかかる確認資料は、落札決定後に提出すること。

- (2) 提出先： 上記6. に同じ

- (3) 提出方法： 申請書及び確認資料の提出は、原則として電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による場合は、(別記様式) 紙入札方式参加承諾願及び紙入札業者情報登録シートを持参すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。  
(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

なお、下記①、②に記載する工事が、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

- (1) 施工実績（別記様式2）

上記4. (4)に掲げる資格があることを判断できる施工実績を記載すること。記載する施工実績の件数は1件とする。

なお、競争参加資格（施工実績要件）における「元請け」の対象となる発注機関とは、国土交通省、他省庁、公団等、都道府県、市町村、自治体の外郭団体（公社等）、民間公益企業（JR、電力、NTT、高速道路（株）等）、民間とする。

- (2) 配置予定の技術者（別記様式3、別記様式4）

上記4. (5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、施工経験及び申請時における他工事の従事状況（担当技術者として他工事に従事している場合を含む。）を別記様式3に記載すること。また、配置予定の技術者の資格については合格証明書等の資格保有者であることが確認できる資料の写しを提出すること。なお、4. (5)①(ウ)にて申請する場合は、平成元年建設省告示第128号により交付される大臣認定書の写しを提出すること。

また、上記5. (4)②(イ)1)ア)及びイ)の経験は、同一工事の経験でなくても良い。なお、上記5. (4)②(イ)1)イ)の経験について別記様式3に記載したア)の経験と異なる工事で評価を受けようとする場合は、別記様式4に記載し提出すること。別記様式4の提出がない、あるいは未記入の場合

は、別記様式3に記載の工事で、**イ**)についての評価を行う。

**イ**)は、当該工事種別（一般土木工事）の施工経験のみ評価対象であるので、工事種別に注意すること。

また、専任補助者を配置することで主任（監理）技術者の評価に替えて専任補助者の同種工事の施工経験と立場及び当該工事種別工事の工事成績評定点の評価を受ける場合は、別記様式3'及び必要に応じて別記様式4'も記載すること。なお、その場合も、主任（監理）技術者が満たすべき資格・施工経験（代要件）及び申請時における他工事の従事状況等について、別記様式3に記載すること。

また、専任補助者はいずれの配置予定技術者の場合でも配置するものとする。正当な理由がなく工事着手時に専任補助者を配置されない場合は、工事成績評定点から減点することがある。

記載する施工経験の件数は配置予定の技術者について1件とする。また、共同企業体にあっては、施工経験を有する配置予定技術者の資格と所属会社、及びその施工経験を記載すること（施工経験を有しない構成員の配置予定技術者は記載しないこと。）。

施工経験として提出した工事の全工期に従事していない配置予定技術者は、上記4.(5)②に掲げる工事の経験が分かる資料（工事実施工程と工事量及び配置予定技術者の従事期間に関する資料等）を別記様式3又は別記様式4及び別記様式3'又は別記様式4'の他に提出すること。その従事期間における工事量が上記4.(5)②に掲げる要件を満たさない場合又は全工期に従事していない配置予定技術者が工事の施工経験が分かる資料を提出しない場合は施工経験として認めない。

施工経験の対象期間について、対象期間を緩和する場合は、その期間を確認できる資料を添付すること。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、既に申請書を提出している者は、直ちに当該申請書の取下げを申し出ること。また、他の工事を落札し予定技術者を配置することができなくなったときにおいて、既に行った入札は無効として申し出を行うこと（いずれの申し出も様式は自由。）。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

上記4.(5)⑤の「恒常的な雇用関係」の確認は、健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写しにより行う。

なお、健康保険被保険者証の写しを提出する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号については申請者においてマスキングを行った上で提出すること。

(ア) 配置予定技術者における難工事指定工事の施工経験

配置予定技術者（専任補助者を含む）の、難工事指定工事施工経験については、「難工事実施証明書」の「有無」に○を記入し、「難工事実施証明書」の写しを提出すること。

(イ) 配置予定技術者における優良工事表彰、優良工事技術者表彰又は海外認定・表彰制度の表彰

配置予定技術者（専任補助者を含む）が、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した当該年含む東北地方整備局長、部長又は事務所長による優良工事表彰、優良工事技術者表彰又は海外認定・表彰制度の表彰の「有無」に○を記入。

なお、海外認定・表彰制度の表彰の場合は国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞とする。

海外認定・表彰制度により表彰された海外実績については、国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の表彰状（以下、「表彰状」という。）の写しを提出すること。表彰状が未達の場合等、表彰状の写しを提出できない場合は、国土交通省が表彰対象を通知した文書の写しをもってそ

れに代えることができる。

なお、当該優良工事表彰、優良工事技術者表彰又は海外認定・表彰制度の表彰における配置予定技術者の従事期間は、主たる工種の全期間に従事した場合とする（主たる工種とは、2工種以上の場合は金額の大きい方の工種とし工場製作は除く。全期間とは主たる工種の全数量分とする。）。また、コリンズ登録データで主たる工種の全期間に従事したことが確認できない場合は、従事したことが確認できる資料の写しを提出すること（主たる工種と全期間に従事したことが分かる資料を提出すること。）。

(ウ) 継続教育（CPD）の取り組み状況

継続教育（当該団体推奨単位以上又は推奨単位の3分の2以上取得）の証明の「有無」に○印を記入し、当該配置予定技術者氏名を記入。

有の場合は、配置予定技術者（専任補助者を含む）の学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、当該団体推奨単位以上又は推奨単位の3分の2以上を取得している事を証明できる資料を添付すること。

(イ) ICT活用証明書又は週休2日実施証明書の有無

配置予定技術者に発行された「ICT活用証明書」又は「週休2日実施証明書」の証明書の「有無」に○印を記入し、併せて、発行した東北地方整備局管内の発注機関名（東北地方整備局及び東北管内の他省庁、東北6県、仙台市及び東北管内の市町村）、該当工事名及び証明書有効期間を記入すること（証明書に有効期間の記載が無い場合は、記載は不要とする。）。また、記入した該当工事の証明書の写しを添付すること。

なお、確認資料の提出期限の日までに、証明書が届いていない場合は、主任技術評価官の確認印が押印された「ICT活用証明書」又は「週休2日実施証明書」発行の申請」の控え（写し）又は証明書が発行される予定であることがわかる資料（様式自由）を添付してもよい。

(オ) 山形県内の居住地証明等の有無

配置予定技術者（専任補助者を含む）の山形県内居住地が「有」の場合は、住民票の写しにより行うものとする。

なお、住民票の写しは、確認資料提出期限から過去1年以内に発行されたものを有効とする。

また、居住地が施工県の隣県である場合は、住民票の写しのほか、競争参加者（建設会社等）と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年以上あることを証明できる資料（健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる写し）により行うものとする。

健康保険被保険者証の写しを提出する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号については申請者においてマスキングを行った上で提出すること。

(③) 契約書等資料の写し

上記①の施工実績及び②の配置予定の技術者の施工経験として記載した工事に係る競争参加資格の有無及びより同種性が高い工事であることが確認できる契約書等資料の写しを提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（コリンズ）」（以下「コリンズ」という。）に登録されており、かつコリンズの登録データで競争参加資格の有無の確認ができる場合は、契約書等資料の写しを提出する必要はない。

なお、コリンズの登録データで競争参加資格の有無の確認ができる場合でも、その登録データで、より同種性が高い工事の施工実績及び施工経験であることが確認できない場合は、より同種性が高い工事であることが確認できる資料の写しを提出すること。

また、海外認定・表彰制度により認定された海外実績により評価を受けようとする場合において、コリンズ登録されていない工事については、国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証（以下、「認定証」という。）の写し及び当該工事の内容を確認できる資料を提出すること。認定証が未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

④ 監理技術者資格者証等の写し

上記②の配置予定の技術者の従事役職を監理技術者又は特例監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し（表面及び裏面）、及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴情報）の写しを提出すること。

なお、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了証が統合されている場合は、監理技術者資格者証の写し（表面及び裏面）のみで可とする。

確認資料の提出期限の日において、監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴情報）の有効期限が過ぎている場合は、本工事の契約までに確実に再取得が可能な資料等（再取得又は再交付の申請書の写し）を提出した場合を除き配置予定技術者として認めない。

⑤ 特例監理技術者の兼務。

競争参加資格確認時は、4. (5)⑧(コ)兼務する工事において特例監理技術者の配置を認められていることが確認できる資料（入札公告等）の写しを提出すること。

4. (5)⑧(イ)(ウ)(カ)～(ク)の規定を満たすことを証する書類は落札決定後に下記のとおり提出すること。

(ア) 配置する監理技術者補佐の下記書類を提出すること。

- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証の写しなど）。
- 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写し）。

なお、健康保険被保険者証の写しを提出する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号については申請者においてマスキングを行った上で提出すること。

(イ) 特例監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等を提出すること。

(ウ) 業務分担、連絡体制等を記載した書類を提出すること。

⑥ 調査基準価格を下回る価格をもって契約している場合（別記様式 5）

上記4. (11)③の東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における当該工事種別の工事で、調査基準価格を下回る価格をもって契約している場合（完成・引渡しが完了した工事を除く。）には記載すること。

⑦ 表彰実績等（別記様式 6）

- (ア) 企業における優良工事施工者表彰、工事成績優秀企業認定、工事成績優秀地域企業表彰、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞、みちのくインフラDX奨励賞  
当該年含む東北地方整備局長、部長又は事務所長による表彰の「有無」に○印を記入。

(イ) SAFETY・安全表彰又は当事務所の工事技術検討会の表彰

当該年含む東北地方整備局長又は事務所長による表彰の「有無」に○印を記入。

(ウ) 登録基幹技能者等

登録基幹技能者等の配置の「有無」に○印を記入。

有の場合は、登録基幹技能者の種類、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）及び卓

越した技能者（現代の名工）の職種を記入。

(イ) 災害協定に基づく活動実績等の有無（発注者の要請による活動実績を含む）

山形県内における災害協定に基づく活動実績等の有無（発注者の要請による活動実績を含む）

又は山形県内が業務の実施範囲に含まれている災害協定の締結の「有無」に○印を記入。

有の場合は事実を証明できる資料（協定書、要請書、請書、協議書及び承諾書等）を添付すること。

なお、災害協定に基づく活動実績の「発注者側」とは、国の行政機関及び「地方自治法」（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 617 号）における地方公共団体、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」（平成 13 年 2 月 15 日 政令第 314 号）における特殊法人等とする。また、災害協定の締結の相手方は、上記「発注者側」に相当する機関とする。

(オ) 地域防災への協力体制の有無

庄内地方生活圏内における地域防災への協力体制の「有無」に○印を記入。

有の場合は、事実を証明できる資料を添付すること。

1) 消防団協力事業所に認定されている場合とは、以下のとおりとする。

- ・消防団協力事業所表示証を庄内地方生活圏内の市町村等より交付を受けていてかつ当該工事の開札時点においてその認定が有効（有効期間に注意）であること。
- ・消防団協力事業所表示証の有効期間がわかる資料を提出すること。

2) 消防団に協力することにより表彰等を受けている場合とは、以下のとおりとする。

- ・各市町村や消防本部等（消防団長も含む。）より事業所として消防団活動に協力したとして表彰や感謝状を受けていて、かつ消防団活動に協力する体制（消防団長が発行する証明書の写しも含む。）が競争参加資格確認申請時においても継続中であること。消防団活動に協力する体制の例としては、従業員が消防団活動を行うにあたって休暇等の取得など就業規則等において配慮されていることなどをいう。
- ・表彰や感謝状の写し及び消防団活動に協力する体制（消防団長が発行する証明書の写しも含む。）が競争参加資格確認申請時においても継続中であることを証明する資料を提出すること。

(カ) 河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績の「有無」に○印を記入。

有の場合は事実を確認できる資料の写し（工事総括表、特記等）を提出すること。ただし、当該工事が、コリンズに登録されており、かつコリンズの登録データで実績の有無を確認できる場合でも、資料の写しを提出すること。

(8) 特例監理技術者の配置（別記様式 9）

特例監理技術者の配置を行う場合は、上記 4. (5)(8) の規定を満たすことを確認するため、別記様式 9 を提出すること。

(9) 賃上げの実施に関する評価（別記様式 10～11）

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別記様式 10 の 1 又は別記様式 10 の 2 の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」（別記様式 11）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者をいう。ただし、同条第 5 項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

経年的に本制度項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か曆年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該

年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別記様式 12) の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。) を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出すること。ただし、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 75 条の 2 の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別記様式 13) の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」の「①俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※1 及び 2)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出すること。

※1 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別記様式 12 の「合計額」と、暦年単位の場合は別記様式 13 の「支払金額」とする。

※2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は以下のとおりである。

#### ①確認書類の提出方法

○賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別記様式 14)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出

※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

#### ②「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

○中小企業等においては、実態に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。

○入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経

理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実態を踏まえて判断することも可能とする。

### ③ ②の具体的な場合の例

(○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和6年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和6年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
- ・事業年度開始月よりも後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※曆年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該曆年内に賃上げが行われていること。

②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。)

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、実際の賃上げ実施期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は、実際の賃上げ実施期間の終了月の月末から3か月以内となる。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

入札説明書に示す例のような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

(1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

①自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

②主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※個別具体的な天災事変等が(1)及び(2)に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。

※(1)から(3)は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。

(4) 競争参加資格等の確認は、確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は別表1.②に示す期日までに電子入札システムで通知する(なお、紙入札方式の場合は、書面で通知する。)。

(5) その他

① 申請書及び確認資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約担当官等は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で

使用しない。

- (3) 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- (4) 提出された申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先
  - (1)、(2)及び(4)に関して・・・上記6. に同じ。
  - (3)に関して ・・・ 次による。

〒998-0011 山形県酒田市上安町1-2-1

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 品質確保課

電話 0234-27-3831 内線(271)

- (6) 電子入札システムにより申請書及び確認資料を提出する場合は、配布された様式で作成し、複数の申請書類は、ファイル圧縮ソフト（圧縮形式はLZH形式又はZIP形式とする）により全てを1つにまとめること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか又はコピーを上記7.(1)①に定める期限まで（必着）上記6. あてに持参、郵送又は託送すること。また、圧縮したファイルの容量は10MB以内とすること。

なお、様式が定められていない書面は下記の形式で作成してもよい。

#### <資料の作成形式>

使用するアプリケーション及び保存ファイルの形式は次表のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないこと。

| 番号 | 使用アプリケーション      | 保存ファイルの形式                        |
|----|-----------------|----------------------------------|
| 1  | Microsoft Word  | Word.2013形式以下のもの                 |
| 2  | Microsoft Excel | Excel.2013形式以下のもの                |
| 3  | その他のアプリケーション    | PDFファイル<br>画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） |

## 8. 積算基準等に関する事項

- ・該当無し

## 9. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者には、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求めることができる。
  - ① 提出期限：別表1.③に示す期日
  - ② 提出先：上記6.に同じ。
  - ③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、別表1.④に示す期日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。ただし、書面により説明を求めた者には、書面により回答する。

## 10. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。なお、質問の提出にあたっては下記事項を厳守すること。  
提出期間：別表1.⑤に示す期間。  
提出期限後の質問については一切回答しない。  
提出先：上記6.に同じ。

提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。

なお、紙入札方式の場合は、書面を持参、郵送又は託送により提出すること。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては電子入札システムにより、書面で提出されたものについては配付資料にて回答する。

回答は別表1. ⑥に示す期日までに行う。

- (3) 質問の提出にあたっては、他の入札参加者からの質問及び回答を確認のうえ提出すること。また、質問に企業名（過去に受注した具体な工事名等の記載により、企業名が類推される場合も含む。以下、「企業名等」という。）を記載しないこと。システム上、添付ファイルにより質問を行うこともできるが、ファイルのプロパティ等により企業名等が判別されることがあるので使用しないこと。質問数が多い場合などは質問提出の回数を増やすなど、別途対応すること。

なお、企業名等が判別されるような質問があった場合、当該質問への回答は行わず、質問を行った入札参加者の以後の入札手続きへの参加は認めない。

### 1.1. 入札及び開札の日時並びに場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の締切は、別表1. ⑦に示す期日。  
(日時は、下記(2)、(3)ともすべて同じ。)
- (2) 紙により持参の場合は、上記6. へ持参すること。
- (3) 郵送又は託送による場合の送付先は、上記6. と同じ。
- (4) 開札は、別表1. ⑧に示す日時に東北地方整備局酒田河川国道事務所入札室にて行う。
- (5) その他：競争入札の執行にあたっては、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

### 1.2. 入札方法等

- (1) 入札は、原則として電子入札システムの入力画面において作成し提出すること。なお、紙入札方式の場合は、入札書を持参、郵送又は託送により提出することもできる。
- (2) 落札決定にあたっては、入札された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額で入札すること。
- (3) 入札執行回数は原則として2回を限度とし、入札の執行において落札者がいる場合は、予決令第99条の2の規定による随意契約の適用はしない。

### 1.3. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行酒田代理店（荘内銀行酒田中央支店））。  
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

保管金の納付又は利付国債の提供にあたっては、事前に上記6. の担当部局に連絡を行うこと。

#### 1 4. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書を原則として電子入札システムにより提出すること。  
電子入札の場合の工事費内訳書は、電子入札画面の「工事費内訳書欄」に添付すること。  
紙入札の場合の工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に投入して、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。なお、郵送又は託送による入札の場合も同様とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は別記様式15によるものとし、Microsoft Excel (Excel.2013形式以下のもので保存)で作成すること(電子入札システムで配布するExcelファイルで作成し、提出してもよい。)。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 入札参加者は記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官等(これらの補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。工事費内訳書が、別表-1各項に掲げる場合に該当するものについては、東北地方整備局競争契約入札心得に違反した入札とし、原則として当該工事費内訳書提出企業の入札を無効とする。

別表-1

|   |  |     |                                |
|---|--|-----|--------------------------------|
| 1 | 未提出であると認められる場合<br>(未提出であると同視できる場合を含む。) | (1) | 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合          |
|   |  | (2) | 内訳書とは無関係な書類である場合               |
|   |  | (3) | 他の工事の内訳書である場合                  |
|   |  | (4) | 白紙である場合                        |
|   |  | (5) | 内訳書が特定できない場合                   |
|   |  | (6) | 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合        |
| 2 | 記載すべき事項が欠けてい る場合                       | (1) | 内訳の記載が全くない場合                   |
|   |  | (2) | 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合 |
| 3 | 添付すべきではない書類が 添付されていた場合                 | (1) | 他の工事の内訳書が添付されていた場合             |
| 4 | 記載すべき事項に誤りがあ る場合                       | (1) | 契約担当官等名に誤りがある場合                |
|   |  | (2) | 発注案件名に誤りがある場合                  |
|   |  | (3) | 提出企業名に誤りがある場合                  |
|   |  | (4) | 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合            |
| 5 | その他未提出又は不備がある場合                        |     |                                |

※提出された工事費内訳書は返却しない。

#### 1 5. 開札

入札参加者が紙による入札を行う場合には、開札時に立ち会うことができるが、1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札は有効として取り扱われる。再度入札を行うこととなった場合には、契約担当官等からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

なお、電子入札システムにより提出した場合は、立会いは不要とする。

#### 1 6. 入札の無効

- (1) 入札期限にまでに入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料(図面、仕様書、現場説明書、参考資料等(差替・

変更分含む)) をダウンロードしない者又は契約担当官等の指定する方法 (CD-R 等による貸与等) での交付を受けない者のした入札は無効とする。

- (2) 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊東北地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記 4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

## 17. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、上記 5. に定める評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、契約担当官等の定める要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙の「II 予算決算及び会計令第 86 条の調査について」のとおり、調査を行うものとする。
- (3) 第 1 回目の入札で落札者となるべき者がいない場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、契約担当官等から通知する。
- (4) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、非落札理由についての説明を求めることができる。

苦情申立ての方法は、原則として電子入札システムによることとし、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）とする。

やむを得ず書面により申立てる場合にあたっては、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること（様式自由）。

書面による場合には、持参、郵送又は託送により、申立て期限までに、上記 6. へ必着とする。

申立てがあった場合には、申立てができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に回答するものとする。

## 18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定技術者（専任補助者を含む。）の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4. (5)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

また、専任補助者を配置する場合にあたっては、建設会社との雇用関係及び工事現場の専任について主任技術者又は監理技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。

## 19. 別に配置を求める技術者

専任の主任技術者（監理技術者又は監理技術者補佐）の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が東北地方整備局管内で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、主任技術者（監理技術者又は監理技術者補佐）とは別に上記 4. (5)に定める要件と同一の要件（上記 4. (5)②に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配

置することとする。

- ① 70点未満の工事成績評定を通知された企業。
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。
- ④ 自ら起因して工期を大幅に遅延させた企業。

なお、当該技術者は施工中、主任技術者（監理技術者、特例監理技術者、又は監理技術者補佐）を補助し、主任技術者（監理技術者、特例監理技術者、又は監理技術者補佐）と同様の職務を行うものとする。

また、上記技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を主任技術者（監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐）の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

## 20. 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、契約担当官等に提案することができる。技術提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

## 21. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 別冊契約書案第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、契約担当官等は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、請負代金債権が工事の施工以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

## 22. 支払条件

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 前払金        | 有（契約金額の40%以内）             |
| 中間前金払又は部分払 | 中間前金払 又は 部分払2回（いずれか一方を選択） |

## 23. 火災保険付保の要否

否。

## 2 4. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

## 2 5. 再苦情申立て

酒田河川国道事務所長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明及び落札者の決定結果に対する説明に不服がある者は、上記 9. (2) 及び 17. (4) の回答を受けた日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に、書面により、局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ・提出先及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

- 1) 受付窓口 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎 B 棟  
国土交通省 東北地方整備局 主任監査官  
電話 022-225-2171 (代)
- 2) 受付時間 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

## 2 6. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6. に同じ。

## 2 7. その他の

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊東北地方整備局競争契約入札心得、東北地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、東北地方整備局競争契約入札心得及び東北地方整備局電子入札運用基準を遵守すること。

東北地方整備局電子入札運用基準：

<https://www.thr.mlit.go.jp/tohokunet/nyusatu/170119unnyoukijyun.pdf>

- (3) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記 7. (1) の資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子入札システムは土・日・祝日（振替休日を含む。）・年末年始（12/29～1/3）を除く午前 9 時から午後 6 時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

国土交通省電子入札システム ホームページアドレス <https://www.e-bisc.go.jp>

- (7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、国土交通省電子入札システムホームページでも公開している。

- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作、接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システム ヘルプデスク 電話 03-3798-9476

国土交通省電子入札システム ホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

- ・IC カードの不具合等発生時の問い合わせ先 取得された各認証局へ

ただし、申請書類、入札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6. の担当部局に連絡すること。

- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。
- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動発行。)
  - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・日時変更通知書
  - ・入札書受信確認(電子入札システムから自動発行。)
  - ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・辞退届受信確認(電子入札システムから自動発行。)
  - ・辞退届受付票
  - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・再入札書受信確認(電子入札システムから自動発行。)
  - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・決定通知書
  - ・保留通知書
  - ・取止め通知書
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。
- (11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。
- (12) 本工事の競争参加資格に定める支社（支店）、営業所が所在することにより競争参加資格を有し、入札に参加し落札決定の通知を受けた者のうち、施工箇所と同一県内に本社、本店を有しない場合は、落札決定通知後、契約締結前に建設業法に規定する営業所専任技術者の確認及び営業所の活動実態に関する以下の資料を提出させる場合がある。その結果、疑義が生じた場合は、建設業許可部局に情報提供するとともに、建設業法違反の事実が確認された場合等は、落札決定を取消すとともに、指名停止とすることがある。契約締結後であれば契約を解除することがある。なお、資料の提出を拒否した場合においても落札決定を取消す。ただし、やむを得ない事情により契約締結前に資料の提出ができない場合は、その理由を付した書面（任意様式）により申し出を行い、契約担当官等の承諾を得るものとする。
- ① 営業所専任技術者関係資料
- (ア) 建設業法施行規則に規定する建設業許可申請書の「様式第一号」、「別紙二(1)」もしくは「別紙二(2)」
  - (イ) 建設業法施行規則に規定する専任技術者証明書の「様式第八号(1)」もしくは「様式第八号(2)」
  - (ウ) 建設業法施行規則に規定する使用人一覧表「様式第十一号」
  - (エ) 住民票（資料提出前1ヶ月以内に発行されたもの）
  - (オ) 住所地（(エ)の住所）が遠方（営業所まで公共交通機関を利用して1時間30分以上又は営業所と住所地の直線距離が70km以上離れている。）の場合は、定期券の写し、高速道路の使用記録、給油伝票など、通勤実態が確認できるもの。
  - (カ) 住民票の住所以外に居住の場合には、賃貸借契約書の写し、水道光熱費の検針票の写し（会

社借り上げの場合には、公的機関からの本人あての郵便物) 等居住の事実が確認できるもの。

- (2) 営業所の活動実態の確認
  - (ア) 資料提出前3ヶ月分(開設後3ヶ月に満たない場合は当該期間)の営業所の電気、水道料金の検針票の写し。
  - (イ) 建設業許可申請書の住所と電気、水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。
- (13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別表1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前8時30分から午後5時15分（紙入札の場合（上記6. の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後2時までとする。

|   |                              |                           |
|---|------------------------------|---------------------------|
| ① | 申請書の提出期限                     | 令和7年2月 4日（火）午後2時まで        |
| ② | 競争参加資格の有無の結果の通知日             | 令和7年2月26日（水）まで            |
| ③ | 競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限 | 令和7年3月 5日（水）午後2時まで        |
| ④ | 上記③に対する回答期限                  | 令和7年3月12日（水）まで            |
| ⑤ | 入札説明書に対する質問の提出期間             | 公告日の翌日から令和7年2月3日（月）午後2時まで |
| ⑥ | 上記⑤に対する回答期限                  | 令和7年2月 6日（木）              |
| ⑦ | 確認資料の提出期限及び入札の締切             | 令和7年2月13日（木）午後2時まで        |
| ⑧ | 開札日時                         | 令和7年3月10日（月）午後3時30分       |
| ⑨ | 施工体制確認のための追加資料を提出すべき旨の連絡     | 令和7年3月11日（火）まで            |
| ⑩ | 施工体制確認のための追加資料提出の期限          | 令和7年3月14日（金）午後2時まで        |